

- 一、医療保険制度の一本化を早期に実現すること。
- 一、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく国保制度の見直しに当たっては、地方の理解を得た上で、法制化等の措置を講じること。
- 一、国の責任において、国保の構造的な問題を抜本的に解決し、将来にわたり持続可能な制度を構築すること。
- 一、低所得者が多い保険者の財政基盤を強化するための千七百億円の公費投入を早急かつ確実に実施するとともに、後期高齢者支援金の全面総報酬割導入により生ずる財源を優先的に活用すること。
- 一、構造問題を解決した上で、制度の運営に際して都道府県と市町村とで適切な役割分担がなされるよう、地方と引き続き十分な協議を行うとともに、制度を運営している現場が混乱しないよう必要な準備期間を確保すること。
- 一、国民の健康寿命の延伸のため、保健師等必要な人材確保と所要の財政措置を講じるとともに、レセプト・健診等のデータの活用等により保健事業に熱心に取り組む市町村を積極的に支援するなど、保険者が行う保健事業を支援すること。
- 一、効率的かつ質の高い地域医療提供体制と地域包括ケアシステムを構築するため、医師や看護師等の確保や地域偏在等の解消を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- 一、社会保障・税番号の利用範囲の拡大の検討に当たっては、被保険者資格の適用適正化を推進するなど、被保険者の利便性の向上と事務の合理化を実現すること。

- 一、国民健康保険組合の健全な運営を確保すること。